

件名	栃木県個人情報保護条例施行規則の一部改正について
提案理由等	個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令（令和3年政令第292号）の制定に伴い、所要の改正をするものである。

# 栃木県個人情報保護条例施行規則の一部改正について

教育委員会事務局総務課

## 1 改正の趣旨

個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令（令和3年政令第292号）の制定に伴い、所要の改正をするものである。

## 2 改正の概要

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、①行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、②個人情報の保護に関する法律に統合されるため、①に係る施行令の規定を引用している本施行規則の規定（第1条の2（要配慮個人情報））について、②に係る施行令からの引用に改める。

なお、引用する内容（文言）についての変更はない。

### 第1条の2（要配慮個人情報）

〔改正前〕

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）

〔改正後〕

個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）

## 3 施行期日

令和4年4月1日

### （参考）

- 現行の個人情報の保護に関する法律等
  - ・ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 → 国の機関が対象
  - ・ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 → 国の独立行政法人等が対象
  - ・ 個人情報の保護に関する法律 → 民間企業が対象
- 整備法施行による個人情報保護制度の一元化
  - ・ 整備法第50条
    - 上記3法を個人情報の保護に関する法律に統一して定義や適用対象等の規律を一元化（令和4年4月1日施行）
  - ・ 整備法第51条
    - 地方公共団体についても、統一後の個人情報の保護に関する法律が適用される（令和5年春施行予定）。

○栃木県個人情報保護条例施行規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年 月 日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県個人情報保護条例施行規則（平成13年栃木県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（要配慮個人情報）</p> <p><b>第1条の2</b> 条例第2条第3項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) <u>個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第2条第1号の個人情報保護委員会規則</u>で定める心身の機能の障害があること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>（要配慮個人情報）</p> <p><b>第1条の2</b> 条例第2条第3項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第4条第1号の総務省令</u>で定める心身の機能の障害があること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(総務課)